

耳鼻咽喉科用治療ユニット一式 賃貸借業務
仕様書

令和7年8月19日

耳鼻咽喉科用治療ユニット一式 賃貸借業務 仕様書

1 総則

本仕様書は、耳鼻咽喉科用治療ユニット一式の賃貸借業務について基本的な事項を示すものである。

2 業務名

耳鼻咽喉科用治療ユニット一式 賃貸借業務

3 期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

4 賃貸借物件

製造販売元【永島医科器械株式会社】			
一般的名称など	販売名など	型番・商品コード等	数量
耳鼻咽喉科用治療ユニット	SN ユニット エクセレンス 230 (A タイプ) ※吸引：引っ掛け式	20250001	1
【耳鼻咽喉科用治療ユニット付属品】	モーター用防振台別置 (キャスター付き)	20176500	1
診療・処置用椅子	耳鼻科用診療椅子 SN-X (BPSC：均等回転・手動回転・電動2関節支頭器・ キャスター) (レザー色：ブルー)	20202120	1
【診療・処置用椅子付属品】	電源中継コード (2m)		1
【診療・処置用椅子付属品】	信号中継コード (2m)		1
【診療・処置用椅子付属品】	フットスイッチ (B (手動回転用)：昇降・起倒・オートリターン)		1
可搬型手術用顕微鏡	手術用双眼顕微鏡 SN-200 (支柱取付タイプ TV アタッチメントレンズ付)	20348200	1
汎用光源	LED 光源装置 SL-12 (顕微鏡取付タイプ)	20349200	1

5 履行場所

東千葉メディカルセンター

6 一般条項

- 1) 受注者は、機器の納入期限を順守するとともに、納品にあたっては事故が生じないよう十分配慮し、疑義が生じた場合には、担当者に速やかに連絡すること。
- 2) 機器を当センターに引き渡すまでの調整、保安及びその他必要な管理については、受注者が責任を持って行うこと。
- 3) 受注者は機器引き渡しの際、下記の書類を提出すること。
 - ア 機器の構造、機能及び取扱いに関する取扱説明書（日本語）及び添付文書。
 - イ 機器に付属する消耗品及び予備品の明細一覧表（製造販売会社等が作成したもので代用可）。
- 4) 担当者の指示に従い、納品・組立・据付・調整を行うこと。
- 5) 新品・未開封の物品を納品すること。
- 6) リース物件検収完了証は、受託者の書式を使用すること。

7 設置条件

- 1) 搬入・設置に関する要件
 - ア 当センターが指定した場所に設置すること
 - イ 機器設置にかかる対応をはじめ、搬入・据付・配線など工事費・調整費のすべての費用は受注者が負担すること。
 - ウ 機器設置にかかる対応をはじめ、搬入・据付・配線等については、当センター担当者と協議の上、その指示に従うこと。
 - エ 搬入・据付時に建物および物品に損傷が生きた場合、受注者が責任を持って現状復帰すること。
 - オ 機器設置においては日常業務に支障のないように行うこと。
 - カ 機器の搬入、据付、調整等は、当院が指定する日までに、当院が指定する場所で行うこと。

8 動産総合保険

- 1) 賃貸借（リース）期間中、動産総合保険を付保すること。
- 2) 1) に係る費用は契約金額に含めるものとする。

9 保守契約

- 1) 保守点検等にかかる保守契約は、当センターが別途加入するため、契約金額に含まないものとする。

10 支払い方法等

- 1) 毎月均等払いとする。
- 2) 毎月の支払に端数が生じる場合、その端数は初回請求時に支払う。
- 3) 支払い方法は振込とし、その際の振込手数料は当センターの負担とする。
- 4) 支払いスケジュールは、当月使用料を翌月末まで支払うこととする。
- 5) リース開始月は、令和8年4月1日とする。

11 その他要件

1) 契約終了後の取り扱いについて

契約期間終了時における当該賃貸借物件は、無償譲渡するものとし（所有権移転ファイナンス・リース取引）、固定資産に係る申告等は、物件の最終的所有者である当センターがその責任を負うものとする。

また、無償譲渡の取引に係る詳細や条件は、当院と別途協議すること。

- 2) リース物件検収後もしくは請求計画書を提出の際に、明細書（機器各々の本体価格、リース利率、税率等が記載されたもの）を提出すること。
- 3) 契約に関するスケジュールは、開札後1週間程度以内に契約締結とする。
- 4) 納品スケジュールは、契約者等と別途協議をすることとする。
- 5) この仕様書に定めるもののほか疑義が生じた場合は、委託者と受託者が誠意をもって協議して定める。